

◆質疑回答【新地方公会計財務書類等作成業務委託】

番号	質問事項	回答
1	業務の遂行にあたり、打ち合わせ以外の部分（初回顔合わせ、納品説明等）において現地の訪問は必要か。	<ul style="list-style-type: none"><li>・初回顔合わせのみの訪問は不要です。</li><li>・成果品の納品は郵送でも可能です。</li><li>・成果品の説明等は電話で対応可能です。</li></ul>
2	附属明細の作成に関して、有形固定資産の明細及び有形固定資産の行政目的別の明細以外の附属明細の作成は不要か。	<ul style="list-style-type: none"><li>・不要です。</li></ul>
3	成果品に関して、A3 1枚の公表資料（概要版）は必要か。	<ul style="list-style-type: none"><li>・必須ではありません。</li></ul>